家畜伝染病予防法に基づく定期報告について

報告対象家畜の飼養者は、2月1日時点の飼養状況を 管轄の畜産事務所へ毎年、提出する必要があります。







1 報告対象者,提出期限 次の対象家畜を1頭(羽)以上飼養している方

対象となる家畜	提出期限
牛,水牛,鹿,めん羊,山羊,馬	左左 4 8 1 5 1
豚, いのしし	<u>毎年 4月15日</u>
鶏・あひる(アイガモを含む), うずら, きじ, だ ちょう, ほろほろ鳥, 七面鳥	<u>毎年 6月15日</u>

2 報告用紙 次のアドレスから入手できます

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/kachiku-teikihoukoku.html (広島県HP→『家畜の定期報告』で検索)

3 報告書の提出先(郵送・ファクシミリ)及び問い合わせ先 ※ファクシミリによる報告も可能です。その際は原本を保管してください。

管轄畜産事務所	住 所	電話番号/ファクシミリ	管轄する市町
西部畜産事務所・ 西部家畜保健 衛生所	〒739-0013 東広島市西条御条町 1-15	TEL (082)423—2441 (直通) FAX (082)424—1826	広島市・呉市・竹原市・ 大竹市・東広島市・ 廿日市市・安芸高田市・ 江田島市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・ 北広島町・大崎上島町
東部畜産事務所・東部家畜保健衛生所	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	TEL (084)921—1311 (代表) FAX (084)921—1229	三原市·尾道市· 福山市·府中市· 世羅町·神石高原町
北部畜産事務所・ 北部家畜保健 衛生所	〒727-0011 庄原市東本町1-4-1	TEL (0824)72—2015 (代表) FAX (0824)72—7334	三次市•庄原市